

65歳以上の方（第1号被保険者）の 介護保険料が変わります

介護保険料は、事業計画期間の介護サービスの見込量や高齢者の状況等をもとに、3年ごとに見直すことになっています。町では、介護サービスの利用者や利用量が増大している現状などを考慮して、昨年度までの基準額46,200円（8段階9区分）を基準額59,400円（9段階11区分）に引き上げるなどの見直しを行いました。

平成24年度からの3年間の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者		保険料（年額）	
	本人の所属する世帯員の状況	本人の状況		
第1段階	世帯員全員が非課税の方	老齢福祉年金受給者の方 生活保護受給者の方	29,700円（59,400円×0.5）	
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	29,700円（59,400円×0.5）	
第3段階		第1・第2段階に該当しない方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方	38,600円（59,400円×0.65）	
	上記に該当しない方	44,500円（59,400円×0.75）		
第4段階	世帯員に課税者がいる方	本人が非課税の方 課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	53,400円（59,400円×0.9）	
第5段階		本人が課税の方 合計所得金額の合計額が125万円未満の方	上記に該当しない方	59,400円（59,400円×1.0）
			合計所得金額の合計額が125万円以上190万円未満の方	68,300円（59,400円×1.15）
第6段階		本人が課税の方 合計所得金額の合計額が190万円以上350万円未満の方	合計所得金額の合計額が125万円以上190万円未満の方	74,200円（59,400円×1.25）
第7段階			合計所得金額の合計額が190万円以上350万円未満の方	89,100円（59,400円×1.5）
第8段階			合計所得金額の合計額が350万円以上500万円未満の方	98,000円（59,400円×1.65）
第9段階		本人が課税の方 合計所得金額の合計額が500万円以上	合計所得金額の合計額が500万円以上	106,900円（59,400円×1.8）

※介護保険料は、必要な介護サービス費用をまかなうために算出した基準額59,400円をもとにして、所得に応じて段階的に調整されます。

■新しい介護保険料について

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が2種類に分けられます。年金額が年額18万円以上の人は年金から納める「特別徴収」となり、18万円未満の人は納付書などで納める「普通徴収」となります。

普通徴収の方は、今年度より年4回（6月・8月・10月・12月）だった納期を、8回（6月・7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月）に変更しました。

昨年と同様に6月に新しい介護保険料の納付書を送付しますので、各納付期限までに役場、支所、金融機関、コンビニなどを通じて保険料をお支払いください。

■問い合わせ 保健課介護保険係 TEL【幕】54-3811